

令和2年4月24日
福岡市市民局総務部

市政記者各位

【特別定額給付金についてのお知らせ】 配偶者からの暴力を理由に避難されている方への支援について

特別定額給付金事業における、配偶者からの暴力を理由に避難されている方(DV 避難者)への支援について、令和2年4月22日付で総務省より通知がありました。

DV 避難者が今お住まいの市町村で給付金を受け取るためには、給付金窓口への申出が必要とされており、給付金事業開始前の重点的な申出期間が、下記のとおり設定されることとなりました。

詳しい手続きにつきましては、別添のお知らせ用チラシにてご確認ください。

福岡市としましても本日より、DV 避難者専用の給付金申請相談ダイヤルを設置しております。

記

【期間】 令和2年4月24日(金)から4月30日(木)まで

申出者の情報を各自治体で整理・共有を行い、

・申出者への給付金の確実な支給

・配偶者から、申出者を含む給付申請があった場合の支給停止の措置

を円滑に進めるため、**給付金事業が開始される前に、重点的にDV 避難者への申出を呼びかける**ものであります。

4月30日(木)を過ぎても、「申出書」は継続して提出することができます。

【福岡市 DV 避難者専用ダイヤル】

092-711-4793

受付時間： 月曜～金曜(土日・祝日を除く) 午前9時～午後5時

※特別定額給付金に関する一般的なお問い合わせについては、

総務省コールセンター(03-5638-5855)へお願いいたします。

【参考資料】

- ・お知らせ用チラシ(配偶者からの暴力を理由として避難されている方)
- ・申出書

国が設定しております、重点的な申出期間が大変短いことから、報道各社様におかれましては、広報にご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

市民局総務部 橋本, 松枝

Tel:092-711-4806(内線4091)

配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援 (特別定額給付金に関して)

◎ 配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により、令和2年4月27日に住民票のあった場所と今お住まいの場所が異なる方は、裏面に記載の手続きをしていただくと、住民票のある市区町村ではなく、今お住まいの市区町村へ特別定額給付金の申請を行うことができます。また、以下の措置が受けられます。

- ① 世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。
- ② 手続きを行った方及び同伴者の分の特別定額給付金は、配偶者からの申請があっても交付しません。

※ただし、手続きには以下の【要件】を満たしている必要があります。

【手続きの対象となる方の要件】

①～③のいずれかに該当する方

- ① 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ② 婦人相談所等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関（配偶者暴力支援センター、市町村等）の確認書が発行されていること
- ③ 令和2年4月28日以降に住民票が今お住まいの市区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

特別定額給付金とは？

◎ 緊急事態宣言の下、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないという状況の下、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。

◎ 支給対象者

- ・ 基準日（令和2年4月27日）に、市区町村の住民基本台帳に記録されている方（基準日以前に、住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に記録されることとなった方を含む。）

※外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため対象外です。

◎ 給付金額

- ・ 世帯構成員1人につき10万円

(裏面へ)

配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出の手続き (福岡市にお住まいの方)

- ◎ 申出期間中（令和2年4月24日から4月30日まで）に、
福岡市の特別定額給付金担当窓口（下記）へ「DV避難申出書」と添付書類を郵送してください。
※DV避難申出書・・・「特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」
- ◎ 「DV避難申出書」は下記総務省ホームページから入手できます。
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html
または、各区家庭児童相談室、福岡市男女共同参画推進センター アミカス（※）でもお渡しできます。
※5月6日（水）まで休館しています。以降の開館状況についてはホームページでご確認ください。
- ◎ 「DV避難申出書」には、次の書類の添付が必要です。
配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類（以下のいずれか）
（同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどがが必要です。）
 - 婦人相談所等が発行する証明書や
市町村が発行するDV被害申出確認書
 - 保護命令決定書の謄本又は正本※ 令和2年4月28日以降に福岡市に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出ただければ、上記の書類は必要ありません。

《注意事項》

- ◎ 令和2年4月30日（木）を過ぎても、「DV避難申出書」を提出することはできません。
- ◎ 「DV避難申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「DV避難申出書」に記入された今お住まいの住所等の情報は知らせません。
- ◎ 特別定額給付金は、「DV避難申出書」とは別に手続きを行う必要があります。

「DV避難申出書」
・添付書類を郵送

→ 福岡市にて確認後、
申請書を送付

給付金申請書
提出

→ 給付金を給付

【「DV避難申出書」等の郵送先】

福岡市市民局総務部

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所15階

【問い合わせ先】

TEL: 711-4793 (DV避難者専用電話)

(月曜～金曜(土日・祝日を除く) 午前9時～午後5時)

特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書

長 殿		
特別定額給付金の給付申請に際し、支給市区町村を変更し、住民票所在市区町村に対して申請があったとしても、申請者に対し支給しないことを求めます。 そのために必要な情報を関係都道府県及び関係市区町村に提供することに同意します。		
令和 年 月 日		
(フリガナ)		
氏 名	生年月日 (西暦)	申出者及び同伴者が 現在居住している住所(未届)
申出者	年 月 日	電話 ()
同伴者	年 月 日	
同伴者	年 月 日	令和2年4月27日に申出者及び同伴者の 住民票に記載されている住所
同伴者	年 月 日	
配偶者からの暴力を理由に避難していることに 関連して受けている措置等の種類		1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置

※市区町村記入欄

受付日	該当する事例	備考
	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置	

- 申出は、配偶者からの暴力を理由に避難している方で、下記の方が行うことができます。
- ① 基準日(令和2年4月27日)以前に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例で、配偶者からの暴力を理由に避難している者が諸事情により基準日までに住民票を移すことができないもの
- ② 基準日(令和2年4月27日)の翌日以降に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例
- 現在居住している住所(未届)及び電話番号については、住民票に記載されている市区町村へはお知らせしません。
- 太枠内を記入してください。
- 申出先の欄には、申出者及び同伴者が現在居住している市区町村名を記入してください。(例:「△△市長 殿」)
- 年月日の欄には、申出書を提出する年月日を記入してください。
- 同伴者の欄には、基準日時点で住民票に記載されている住所が申出者と同一で、現に申出者と生計を一にしている者について記入してください。
- 「配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄は、該当する番号に○をつけてください。
 1又は2を選択した場合は、措置等を受けていることが確認できる書類を添付してください(1については、裁判所の保護命令決定書の謄本又は正本、2については、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書)。
 同伴者がいる場合は、当該同伴者に係る書類も合わせて添付してください(裁判所の発する子又は親族等への接近禁止に係る保護命令決定書の謄本又は正本、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書等。申出者分の書類で確認できる場合は、別途添付する必要はありません)。
 3を選択した場合は、申出先市区町村の特別定額給付金担当窓口から住民基本台帳担当窓口へ該当の有無を確認するため、特段書類は必要ありません。